

令和2年5月7日

介護支援専門員法定研修受講申込者 各位

大阪府福祉部高齢介護室

令和2年度大阪府介護支援専門員法定研修の実施について

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が令和2年5月31日まで期間が延長され、引き続き感染拡大防止に向けた取り組みを行う必要があります。

これを受けて大阪府において検討した結果、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 実施を延期する研修

介護支援専門員更新研修(実務未経験者向け)

介護支援専門員更新研修(実務経験者向け)専門研修課程Ⅰ、Ⅱ

主任介護支援専門員研修

主任介護支援専門員更新研修

2. 具体的な取り扱い

令和2年8月以降に研修を実施予定です。

3. 備考

延期した研修の振替日程及び介護支援専門員証の有効期間が満了した場合の更新申請の取扱い等については、別途ご案内します。